

山形市防災情報DX推進事業デジタル地域拠点整備業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 背景

(1) 山形市防災情報DX推進計画の策定

山形市では、情報整理、防災行政無線、情報発信及び情報格差などの防災上の課題解決並びに「必要な情報を必要な人に届ける」ことを基本として、市民等の生命と安全を確保し、関係機関等との連携の円滑化を図るために、令和8年3月に「山形市防災情報DX推進計画」を策定した。

(2) 災害時の情報伝達の課題

災害発生時においては、自治体が避難所に避難された方に対して、ライフラインの被害状況や復旧状況、避難支援等に関する情報を発信することが重要である。スマートフォンが普及した状況の中で、市民等が必要な情報を取得する際、インターネットを使用することが一般的となっており、インターネット環境が途絶した場合やスマートフォンを持たない方への情報伝達が課題となっている。

令和6年能登半島地震では、通信や電力等のインフラが途絶し、孤立集落が発生した。山形市においても、住宅地が山間部に入り込んでおり、主要道路が単線で限られている地区があり、災害で主要道路が寸断された場合、地区の広範囲が孤立状態になる可能性が高く、人や物の移動、情報の途絶リスクが高い地区が存在する。

2 目的

山形市役所並びに東沢コミュニティセンター、高瀬コミュニティセンター及び山寺コミュニティセンターにStarlinkの衛星通信システム機器を導入し、途絶しないインターネット環境を整備するとともに、各コミュニティセンターにはデジタルサイネージを併せて導入する。フェーズフリーの観点から、災害時には災害に関する緊急情報及び支援に関する情報などの発信に加え、平常時にはコミュニティセンターの利用者を対象として有益な情報を発信するなど、それらを活用した情報発信モデルを構築する。それにより、災害時に避難者の生命と安全の確保に必要な情報伝達手段を確保するとともに、平常時の市民の利便性を確保し、防災拠点及び地域交流拠点としての機能強化を図る。

3 公募型プロポーザル方式により業者選定する理由

上記の背景及び目的を踏まえ、山形市防災情報DX推進事業デジタル地域拠点整備業務委託の実施に当たっては、価格のみではなく、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価して最も適切な事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

4 概要

(1) 業務名

山形市防災情報D X推進事業デジタル地域拠点整備業務

(2) 委託内容

別添「山形市防災情報D X推進事業デジタル地域拠点整備業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

ア 機器の導入及び設置に関する部分

契約締結の日～令和9年1月31日

イ 導入した機器の運用及び保守等に関する部分

令和9年1月1日～令和13年12月31日

(4) 提案上限額

45,337,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※Starlinkの通信費及び導入する機器の保守に要する費用（60か月分）を含んだ額とする。

※提案上限額は、提案できる見積額の上限であって、契約時の予定価格となるものではない。

5 提案を求めるもの

(1) 審査対象

ア 業務実績

過去にStarlink（機器へ接続するためのネットワーク整備を含む。）及びデジタルサイネージの導入した実績があるか。

イ Starlinkのデータ通信の容量及び契約容量を超えた場合の対応

ウ 平常時及び災害時デジタルサイネージで発信する情報の内容

平常時に発信する情報が、施設の利用者にとって利便性があり魅力的なものとなっているか。災害発生時等に国等が発信する緊急情報と連動した迅速かつ的確な情報発信が可能であるか。CMSの使い勝手など。

エ 導入する機器の性能等

デジタルサイネージ及びデジタルサイネージ操作・管理用PCの仕様及び性能。

※Starlink及びポータブル電源については、市が指定したものとする。

オ 設置工事の内容

カ ネットワークの整備

山形市役所及びコミュニティセンターへのStarlink設置に係る工事の方法及び配線ルートなど。

キ 運用・保守

各サービスについて良好な状態で使用できるように、以下の対応が可能か。

・運用・保守に関する技術的支援及び助言を受けられる窓口があるか。

- ・その他保守の必要が生じた場合は、速やかに対応できる体制があるか。
- ・機器が故障した場合の代替機の提供等が可能か。

ク 情報セキュリティ

山形市情報セキュリティポリシーを遵守した上で、情報セキュリティ対策が十分に講じられているか。

ケ 見積金額

コ 業務実施体制

サ 追加提案

要求水準書に掲げるもののほか、以下に掲げる取組等に関する提案の内容。

① デジタルサイネージもフェーズフリーな使い方

コミュニティセンターで行われる講座や地元の団体等が活用することを想定した使い方や必要な機能・機器（タッチパネル式のデジタルサイネージやDVDプレーヤー等の映像を再生できる機器など）

② アクセスポイントやルーターの設置台数

Starlink による通信の安定性を確保するために、要求水準書に掲げる台数を超えたアクセスポイントやルーターの設置

③ Starlink を活用した避難所開設訓練等の内容

④ その他本業務の目的の達成に有効な取組等

(2) 提案に求める条件

提案の内容は、次に掲げる条件を満たすものとする。

ア 実施体制、スケジュール等は実現可能なものとする。

イ 法令、条例、市の計画等を遵守したものとする。

ウ 宗教活動及び政治活動を目的としたものでないこと。

(3) 提案における留意点

Starlink の機器の調達及びデータ通信の契約に当たり、契約方法等について、山形市が留意すべき点があれば提案書に盛り込むこと。

6 参加資格要件

(1) 参加者の資格要件

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は法人若しくは個人で構成される共同企業体若しくはグループ（以下「共同企業体等」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ 対象業務に対応する種目について、山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

※ 競争入札参加資格名簿に登録されていない者であっても参加申込をすることはできるが、本業務に係る委託契約を締結するまでの間に登録されること。

ウ 本市の指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

オ 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

ク 税の滞納がないこと。

(2) 共同企業体等での参加

共同企業体等で参加する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

ア 共同企業体等で参加する場合は、共同企業体等を構成する全ての事業者が上記６(１)のアからクまでの参加資格要件を満たすものとする。

イ 山形市内に本社を有する者を共同企業体等の代表企業とすること。

ウ 代表企業が市との連絡窓口となり、契約の締結その他諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。

エ 代表企業及び共同企業体等の構成員のうち業務遂行に大きな影響を及ぼす者の変更は、原則として認めない。

オ 同一の事業者が複数の共同企業体等の構成員を兼ねることはできない。

カ 単独で参加する事業者は、他の共同企業体等の構成員となることはできない。

７ スケジュール

内容	日時
公募開始及び資料等の公表	令和８年 ９月１７日（木）
実施要領及び要求水準書に関する質問の受付期間	令和８年 ９月２５日（金）午後５時まで
質問に対する回答	令和８年１０月 ２日（金）
参加申込受付期限 ※	令和８年１０月 ７日（水）午後５時まで
参加要件適格確認結果の通知	令和８年１０月 ９日（金）
企画提案書等の提出期限 ※	令和８年１０月１６日（金）午後５時まで
事前質問の通知	令和８年１０月２０日（火）
事前質問の回答期限	令和８年１０月２２日（木）
プレゼンテーション審査	令和８年１０月２３日（金）
審査結果通知	令和８年１１月上旬

※ 窓口で参加申込書又は企画提案書の提出をすることができる日時は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除いた日の午前９時から午後５時までとする。

※ 上記のスケジュールを変更したときは、山形市公式ホームページ等により周知する。

8 応募書類の配布

公表の日から令和8年10月2日（金）までの間に、山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」のページからダウンロードすること。

※山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/index.html>

9 実施要領及び要求水準書等に関する質問

実施要領及び要求水準書等に関する質問は、次のとおり受け付ける。ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問その他当該公募型プロポーザルの審査に支障が生ずる質問は受け付けない。

(1) 受付期間

公表の日～令和8年9月25日（金）午後5時（必着）

(2) 質問方法

質問書（別記様式第1号）により電子メールで質問すること。

電子メールの件名は「【プロポーザル質問】山形市防災情報DX推進事業デジタル地域拠点整備業務」とし、当該電子メールが受信されていることについて必ず電話で事務局に確認すること。

(3) 提出先

事務局（実施要領の16を参照）

(4) 回答方法

ア 回答日時

令和8年10月2日（金）

イ 回答方法

山形市公式ホームページに質問及び回答を掲載する。

10 参加申込及び参加資格要件の適格性の確認

(1) 申込期限

令和8年10月7日（金）午後5時まで（必着）

(2) 申込方法

提出書類を郵送又は持参

（持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出書類

ア 参加申込書（別記様式第2号）

イ 共同参加事業者構成表明書（別記様式第3号）

※ 共同企業体等で参加する場合のみ

ウ 会社概要書（別記様式第4号）

エ 業務実績書（別記様式第5号）

オ 誓約書（別記様式第6号）

カ 秘密保持誓約書（別記様式第7号）

キ 直近3か月以内に発行された次に掲げる税に未納がないことを証明する書類の原本

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 山形市に本社・支社がある者にあつては、法人市民税及び固定資産税

※ 共同企業体等で参加する場合は、ウからキまでの書類を事業者ごとに作成し、代表企業がまとめて提出すること。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

事務局（実施要領の16を参照）

(6) 参加資格要件の適格性の確認及び結果通知

提出された書類をもとに参加資格要件の適格性の確認を行い、令和8年10月9日（金）までに当該参加申込者にその結果を通知するとともに、プレゼンテーション審査に参加する者には、プレゼンテーション審査の時間、場所等の詳細について併せて通知する。

参加資格要件の適格性の確認の結果、参加資格を有しない者については、本公募型ロボポータルへの参加を認めない。

1.1 企画提案書作成要領

参加資格要件を満たすと認められた者は、次のとおり企画提案書を作成して提出するものとする。

(1) 提案書類

ア 企画提案提出書（別記様式第8号）

イ 企画提案書（任意様式）

(ア) 実施要領及び要求水準書において市が求める要件を踏まえた上で、次の事項について記載すること。

① 途絶しないインターネット環境の整備及び情報発信モデルを構築するための機器の品名、数量及び規格

② Starlink 衛星通信システム機器の設置工事の内容

※Starlink 衛星通信システム機器は、原則第3世代の物を導入することとし、国内での流通状況等を鑑み、調達が困難な場合は代替の機器を提案することも可とする。

③ ネットワークの整備の内容

④ 平常時及び災害時にデジタルサイネージで発信する情報の内容

⑤ 運用・保守の内容

⑥ 市職員等への操作説明及び研修の内容

⑦ 業務スケジュール

⑧ 追加提案

「5 提案を求めるもの、(1) 審査対象、サ 追加提案」に掲げる取組等の内容

- (イ) 専門知識を有しない者にも理解することができるよう配慮し、図表、写真、イラスト等を用いて分かりやすい資料とすること。
- (ウ) 企画提案書の用紙規格は、A4判とする。
- (エ) 頁数は表紙・目次を除いて30ページ以内とする。
- (オ) ホチキス等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。
- (カ) 記載内容に過不足がない限り、ファイル形式は問わない。

ウ 経費見積書（別記様式第9号）

本業務に係る一切の経費について記載すること。

エ 経費内訳書（任意様式）

作業項目ごとの費用及び算出根拠を示すこと。

オ オンライン参加希望申請書（別記様式第10号）

※オンライン形式でのプレゼンテーションを希望する場合のみ

(2) 提出期限

令和8年10月16日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参

（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(4) 提出先

事務局（実施要領の16を参照）

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※ 提案書類（正本・副本）のデータを入れた電子媒体（CD-R等） 1枚

※ 副本は、審査の際に資料として使用するのので、参加者を特定することができる記載（商号・名称、住所、社章、商標、製品名、ブランド名、ロゴマーク等）を一切しないこと。提出の際は、記載内容を十分に確認すること。

(6) その他

ア 提出期限を経過した後は、企画提案書の提出を受け付けない。

イ 受理した提出書類は、選定結果に関わらず返却しない。

1.2 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 公募型プロポーザル審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、山形市防災情報DX推進事業デジタル地域拠点整備業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、契約の候補者を選定する。なお、審査委員は5名とし、議事内容は非公開とする。

(2) 公正性の確保

審査の公正性を確保するため、審査において、審査委員に対し参加者の商号・名称及びそれらが分かるブランド名、ロゴマーク等の一切を公開しないで匿名で評価を行う。

(3) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を実施する。

ア 会場及び実施時間

会場及び実施時間については、プレゼンテーション審査前に事務局から電子メールにより通知する。

イ 実施方法

- (ア) 参加することができる人数は3名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。参加者は、社員証を携帯すること。
- (イ) 持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）とする。
- (ウ) 審査の順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
- (エ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、プロジェクター及びスクリーンは、市が用意する。接続はHDMIケーブルを可能とする。
- (オ) 説明内容は、提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、追加資料は認めない。
- (カ) 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- (キ) オンラインでの参加を可能とする。使用ツールはZoomとし、URLは山形市が発行する。
- (ク) 審査においては、プレゼンテーションの形式（対面・オンライン）によって評価に差が生じることのないよう、オンライン形式で実施した場合であっても対面形式で実施した場合と同様に評点を行うものとする。

(5) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別表「評価基準表」に基づき企画提案書の評価を行う。

(6) 選定方法

- ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い者を契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高い者を次点の候補者として選定する。
- イ 合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、追加提案の合計点の最も高い者を上位とし、それでも決しないときは、委員長の評価が最も高い者を上位とする。
- ウ 各審査委員の配点の合計得点の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点に満たない場合は、当該公募型プロポーザルに係る契約の候補者とししないものとする。
- エ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を行う。その場合は、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(7) 審査結果の通知

優先交渉権者を決定したときは、令和8年11月上旬頃まで全ての参加者に対して書面により当該結果を通知するものとする。審査結果について異議を申し立てることはできない。

(8) 審査結果の公表

優先交渉権者を決定したときは、次に掲げる事項を山形市公式ホームページに掲載する。審査の内容に関する問い合わせには応じない。

- ア 業務名
- イ 公募型プロポーザル審査委員会の開催日
- ウ 審査委員会委員等の名簿
- エ 提案事業者数
- オ 優先交渉権者（名称、所在地及び構成）
- カ 審査結果
- キ 次点（以下）の候補者の有無

1.3 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは失格とし、審査の対象としない。

- ア 本実施要領に定める事項に違反したもの
- イ 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
- ウ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が提案上限額を超えるもの
- エ 期間内に提出書類を提出しなかったもの
- オ 審査委員会の委員、アドバイザー又はオブザーバーに対し、本公募型プロポーザルに係る業務に関して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの
- カ 審査の公正性・公平性に影響を与える不誠実な行為をしたもの
- キ その他本業務の遂行にふさわしくないと認められるもの

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（別記様式第11号）を提出すること。

(3) 著作権・特許権等

- ア 企画提案に関する著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該提案者の同意を得た上で提案書類の全部又は一部を無償で使用するができるものとする。
- イ 企画提案の内容に含まれる著作権、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標特権をいう。）その他日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）の対象となるものを企画提案に使用する場合は、提案者が権利者の承諾を得るものとする。
- ウ 著作権等の対象となるものを企画提案に使用した結果生ずる責任の一切は、当該提案者が負うものとする。

(4) 提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後の修正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、市が補正を求める場合を除く。

(5) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 使用言語及び単位

提出書類の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(7) 返却等

提出された書類は、返却しない。

(8) 費用負担

企画提案書等の作成、提出及び本公募型プロポーザルに参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(9) 情報公開

ア 提出書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を除く。

イ 提出書類の内容に非公開情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書（任意様式）により当該部分及び理由を申し出ることができる。

ウ 優先交渉権者の選定に影響が生ずるおそれのあるとして非公開の決定をした情報について、当該優先交渉権者の選定が終了した後に当該情報の公開請求があった場合は、当該情報は公開の対象となる。

(10) その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領の内容に同意したものとする。

イ 電子メール等の通信事故について、市は一切の責任を負わない。

1.4 契約の締結

(1) 契約の締結方法

ア 市と優先交渉権者との間で本業務についての協議を行い、要求水準の内容を確定させた上で見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。当該協議には、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲での企画提案内容の変更を含む。

イ 優先交渉権者との協議が令和8年11月30日までに調わない場合は、当該優先交渉権者との協議を終了し、次点の候補者と契約締結に向けて要求水準の内容について協議を開始するものとする（ただし、優先交渉権者の責めによらない場合は、この限りでない。）。

ウ 業務に係る成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、次に掲げる事項を内容とする契約を締結する。

① 著作物の引渡しの時において、当該著作物に係る著作権を山形市に無償で譲渡すること。

② 著作権者人格権を行使しないこと。

(2) 契約保証金

契約の締結に際し、契約保証金の納付を要する。ただし、山形市契約規則第8条に該当する場合を除く。

(3) 支払方法

ア 機器の導入及び設置に関する部分
完了払いとする。

イ 導入した機器の運用及び保守等に関する部分
契約期間内に掛かる費用を一括して、令和8年度中に支払うものとする。

1 5 契約結果の公表

(1) 契約の候補者と契約を締結した後、当該契約の締結について次の事項を市公式ホームページに掲載して公表します。

ア 業務名

イ 契約締結日

ウ 契約の相手方

エ 契約金額

オ 契約期間

カ その他必要な事項

(2) 公表する期間

公表した日からその公表した日の属する年度の翌年度の3月31日まで

1 6 事務局（提出先・問い合わせ先）

山形市総務部防災対策課防災対策係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212（内線383）

FAX 023-624-8847

E-mail bosai@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(別表)

評価基準表

評価項目		評価の視点・判断基準	配点	
組織評価	業務実績	過去に他自治体へ Starlink 衛星通信システム機器及びデジタルサイネージの導入実績があるか。	5	
	実施体制	円滑に事業を実施できる体制となっているか。	10	
小計			15	A
提案内容評価	データ通信容量	スターリンクのデータ通信容量及び契約容量を超えた場合に停止することなく利用できるか。	5	
	機器の性能等	導入する機器の仕様や性能が本業務の目的の達成に必要なものとなっており、使い勝手がいいものであるか。	10	
		デジタルサイネージのCMSの設定やコンテンツ配信が容易であるかどうか。	5	
	情報発信の内容	平常時に発信する情報が、施設の利用者にとって利便性があり魅力的なものとなっているか。	10	
		災害発生時等に国等が発信する緊急情報と連動した迅速かつ的確な情報発信が可能であるか。	10	
	設置工事の内容	設置工事の内容が適切であるか。	5	
	ネットワーク整備の内容	ネットワーク整備の内容が適切であるか。	5	
	運用・保守	Starlink 衛星通信システム機器に障害が発生した際に、24時間365日電話対応等が可能な体制があるか。	10	
		その他障害が発生した際の復旧作業と原因を究明する体制があるか。	10	
		山形市情報セキュリティポリシーを遵守した上で、情報セキュリティ対策が十分に講じられているか。	10	
	スケジュール	業務スケジュールが適切であるか。	5	
	追加提案	デジタルサイネージのフェーズフリーな使い方の提案内容が効果的なものであるか。	8	
		スターリンクを活用した避難所開設訓練等の訓練内容の提案があるか。	8	
		要求水準書に掲げる台数を超えたアクセスポイントやルーターを設置するなど、より安定した通信が期待できるか。	8	
		その他要求水準書に示すもののほか、本業務の目的の達成に効果的又は魅力的な提案がある。	8	
小計			117	B
費用	得点＝配点×（最低見積額／提案者の見積額） ※小数点以下切り捨て	18	C	
合計（A＋B＋C）			150	